

内閣参質一〇一第一三三号

昭和五十九年五月八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 睦 男 殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出防衛施設周辺地域における民家防音家屋空調施設維持管理費に対する国の助成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出防衛施設周辺地域における民家防音家屋空調施設維持

管理費に対する国の助成に関する質問に対する答弁書

一について

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第百一号。以下「法」とい  
う。)第四条は、施策の緊要度、他の助成との均衡及び財政状況等を配慮し、住宅の防音工事  
に対する助成を限度であるとしたものである。

二、三(2)及び五について

防音工事の助成を行った住宅の空調施設の使用による電気料金の負担の増加については認識  
しているが、政府としては、限られた財源の下で法に定められた助成措置を推進することが急  
務であると考えている。

三(1)について

総理府所管(組織)防衛施設庁として、概算要求に計上したものは、次のとおりである。

年 度	概 算 要 求 額(単位千円)	対 象 世 帯 数
昭和五十四年度	六、四〇〇	四〇〇
昭和五十五年度	八、一九〇	四五五
昭和五十六年度	二七、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和五十七年度	三五、三三四	一、三〇〇
昭和五十八年度	三五、三三四	一、三〇〇
昭和五十九年度	三五、三三四	一、三〇〇

四について

両者は同趣旨のものであると考えている。